

## 令和4年10月1日～改正駐車場附置義務条例が施行されます

熊本市では、「だれもが移動しやすく歩いて楽しめるまち」の実現に向けてまちなか駐車場の適正配置に取り組んでいます。この取組の一環として、まちなかの賑わい創出や交通円滑化に向け、熊本市における建築物に附置する駐車施設等に関する条例（通称：駐車場附置義務条例）の改正を行いました。

**【改正内容】** 改正の大きなポイントは以下の3つになります。

**【対象】** 駐車場整備地区内で延べ床面積が2000㎡超の建築物 ※用途によって3000㎡超の場合もあります。

### Point① 駐車場台数の緩和

1. 附置義務台数が**現行の1/2**に緩和されます。（特定用途：300㎡毎に1台⇒600㎡毎に1台）  
（非特定用途：450㎡毎に1台⇒900㎡毎に1台）
2. 公共交通利用促進措置に取り組むことにより、さらに附置台数の緩和が可能となります。  
（例）買い物に応じた運賃サービス、シェアサイクルポートの設置等

### Point② 駐車場を附置する位置の緩和

これまで建物の敷地内に整備を義務付けていた駐車場を、**市が指定する外縁部の立体駐車場等に確保**することが可能となります。（建築物の敷地からおおむね500m以内の位置）

### Point③ 障がい者等用の駐車場および荷さばき施設の整備の義務化

1. 障がい者等用駐車場を1台以上附置することが義務化されます。
2. 荷さばき駐車施設については特定の用途の建築物（百貨店その他店舗又は事務所の床面積の合計が3000㎡を超えるもの）について、床面積に応じて必要な台数を附置することが義務化されます。  
（百貨店その他店舗：3000㎡毎に1台）  
（事務所：8000㎡毎に1台）等

#### 【駐車場整備地区】



#### 【現行】と【改正】の比較

（特定用途の百貨店その他店舗を建築した場合のイメージ）

**【現行】**  
これまでは、敷地内に**10台**の駐車場を義務付。

一般車駐車場  
10台以上

**【改正】**

- 改正後は、**5台**の駐車場を義務付け
- 障がい者等用駐車場等の確保
- 公共交通利用促進策の実施

立体駐車場での確保

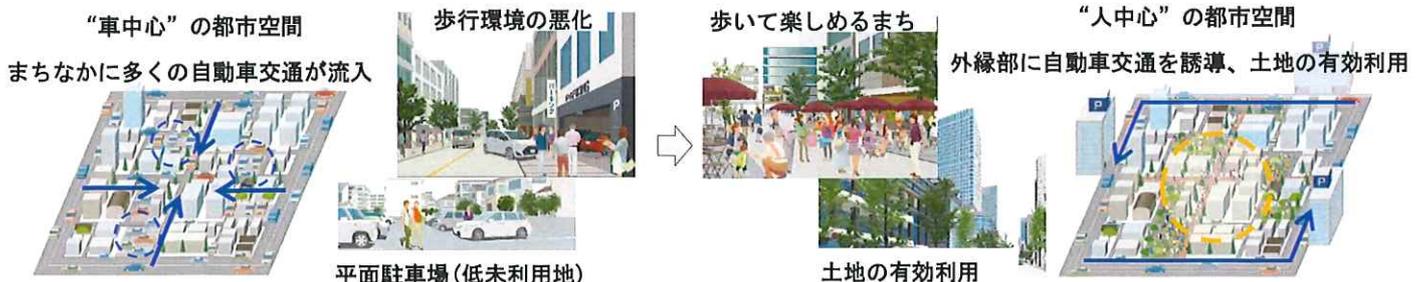
障がい者等用駐車場 荷さばき施設の確保

1台以上 1台以上 1台以上

運賃サービス  
RENTAL  
シェアサイクル

#### 期待される効果

- 台数緩和により土地・建物の有効利用が可能となり、賑わいの創出につながります。
- 自動車の流れが外縁部の駐車場に誘導されることにより、まちなかが歩きやすくなります。
- 障がい者等用駐車場の整備が促進され、車いす利用者の方もまちなかに来やすくなります。



# 令和4年10月1日～小規模駐車場届出条例が施行されます

熊本市では、「だれもが移動しやすく歩いて楽しめるまち」の実現に向けてまちなか駐車場の適正配置に取り組んでいます。この取組の一環として、歩行者の安全性に配慮した駐車場の整備を促進し、誰もが安心して訪れられる環境の形成を図ることを目的とした、都市再生特別措置法に基づく特定路外駐車場の規模を定める条例を新たに制定しました。

【制定内容】 条例のポイントは以下の2つになります。

【対象】 滞在快適性等向上区域内で駐車マスの合計が50㎡以上となる駐車場の整備

## Point① 小規模な駐車場の届出の義務化

1. **駐車マスの合計面積が50㎡以上**のコインパーキング等を整備する際、**工事の着手の30日前までに届出が必要**になります。

※住宅・マンション・月極駐車場等、利用者が特定される駐車場は除きます。

※既に整備されている50㎡以上の駐車場は届出不要ですが、改築工事を行う場合や月極駐車場からコインパーキングに変更を行う場合等は、届出が必要となります。

## Point② 路外駐車場配置等基準との適合に関する指導等の実施

1. **歩行者の安全性等に配慮した構造**となっているか、市が基準との適合を確認します。  
2. 基準に適合していない時は、**指導等**を行います。

(基準の例)

- ・出入口は横断歩道から5mを超えた部分に設置すること
- ・歩行者を視認できる視距を確保すること
- ・歩道に面する場合は、出入口を集約した構造とし、出入口の幅を6m以内とすること など

### 【滞在快適性等向上区域】



### 【条例対象駐車場】

	一般公共の用に供する駐車場 (不特定多数の方が利用できる)	一般公共の用に供さない駐車場 (特定の方の利用に限定する)
	コインパーキング 店舗・事務所の駐車場など	住宅・マンションの駐車場 月極駐車場など
50㎡未満	対象外	対象外
<b>50㎡以上</b>	<b>条例の対象</b>	対象外



基準等	路外駐車場配置等基準 (案)
駐車場の出入口に関する基準を準用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●以下の部分には、駐車場の出入口を設けてはならない                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・交差点、横断歩道、横断歩道橋の昇降口等から5メートル以内</li> <li>・安全地帯、バスの停留所、踏切等から10メートル以内の部分</li> <li>・小学校、幼稚園、保育所等の出入口から20m以内</li> </ul> </li> <li>・橋</li> <li>・幅4m未満の道路</li> <li>・縦断勾配が10%の道路</li> </ul>
+α (歩道に面する場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2以上の道路に面する場合は、歩行者の通行に支障を及ぼすおそれの少ない道路に出入口を設けること</li> <li>●自動車の回転を容易にするために必要があるときはすみ切りをすること</li> <li>●道路を通行する者の存在を確認できるよう視距を確保すること。(敷地の形状等から困難な場合はカーブミラーの設置等で対策を講じる)</li> <li>●出入口を集約した構造(駐車マスから直接出入りするハーモニカ構造の禁止)とし、幅6m以内とすること</li> <li>●自動車の出入口以外の部分から、車両の出入りができない構造とすること。</li> </ul>

※但し、駐車場の敷地の形状等の理由から出入口の設置が困難な場合は、この限りではない。